

# 商業等活性化事業補助金交付申請の手引き

## (中心商店街空き店舗利用促進事業)

### ◆趣旨

中心市街地区の商店街等における空き店舗を活用して開業する事業者に対し、店舗賃借料、広告宣伝にかかる費用、改装費等の経費を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### ◆定義

この規程において、用語の意義は、次に掲げるものをいう。

#### (1) 中心市街地

千歳市商業振興プラン(平成23年3月策定)においてその範囲が定められた中心市街地をいう。

#### (2) 中心商店街

連合会(商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第11条の規定により設立された商店街振興組合連合会をいう。)に加盟している商店街振興組合(商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第9条の規定により設立された商店街振興組合をいう。)及び振興会が中心市街地に形成しているものをいう。

#### (3) 空き店舗

中心商店街の区域又は四方を国道337号線(駅大通)、市道北大通(グリーンベルト南側)、市道公園通及び市道09-13南1号道路(新橋通り)で囲まれた区域(以下「指定区域」という。)において店舗又は事務所の用に供していた建物の全部若しくは一部であって賃貸が可能であるもののうち市長が認めるもの。

#### (4) 商店街組合・事業者等

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、振興会、商店街区域内の小売商業・サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体及び個人・法人をいう。

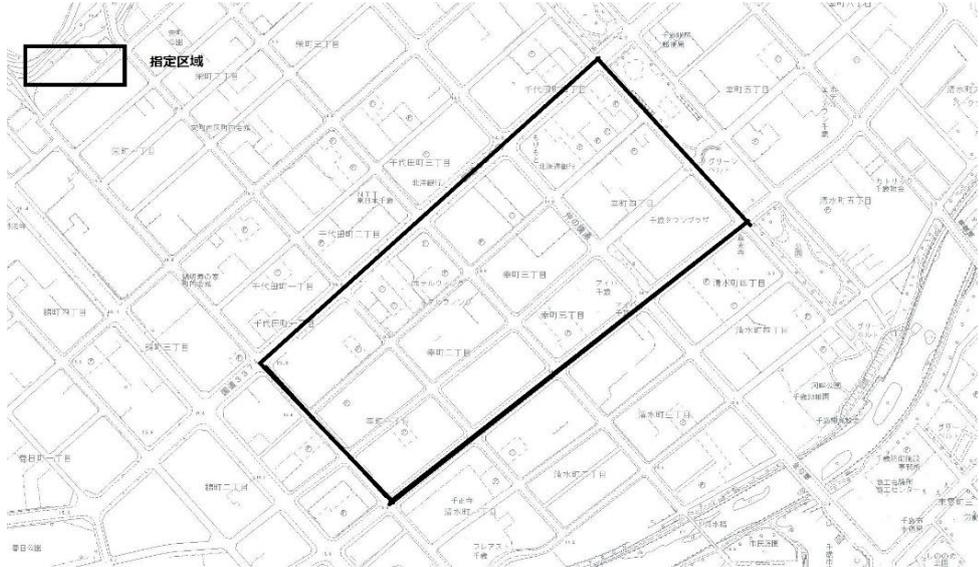
### ◆補助金の交付対象事業等

商店街組合・事業者等(以下、「補助事業者」という。)が行う次の事業に必要な経費であって、補助対象経費に掲げるもののうち、必要かつ相当と認められるものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

#### (1) 中心商店街空き店舗利用促進事業

なお、補助対象者、補助対象経費や必要書類等については別紙のとおりとする。

(1) 中心商店街空き店舗利用促進事業

<p>補助事業者</p>	<p>中心市街地区内の商店街等における空き店舗を活用して事業を行う、商店街振興組合連合会、商店街振興組合、振興会、商店街区域内の小売業・サービス業その他の事業を営む者で構成された任意団体、個人及び法人等とする。</p> <p>但し、次の各号のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>(1) 中心市街地区において現に事業を営み、現店舗における事業を終了し、中心市街地区内の商店街等における空き店舗を活用して事業を行う場合</p> <p>(2) 中心市街地区において過去事業を営み、旧店舗での営業終了から6カ月以上経過していない場合</p> <p>(3) 第三者への転貸を行う場合</p> <p>(4) 過去に本事業において助成を受けていた場合</p> <p>(5) 借主と借主の双方が個人である場合は、貸主が当該借主本人、当該借主の2親等以内の親族又は生計を一にする者である場合</p> <p>(6) 借主が個人で貸主が法人である場合は、貸主である法人の役員に当該借主本人、当該借主の2親等以内の親族又は生計を一にする者が就任している場合</p> <p>(7) 借主が法人で貸主が個人である場合は、当該借主である法人の役員に当該貸主本人、当該貸主の2親等以内の親族又は生計を一にする者が就任している場合</p> <p>(8) 借主と貸主の双方が法人である場合は、双方が支配従属関係にある場合又は双方の会社等の役員に同一者、2親等以内の親族若しくは生計を一にする者が就任している場合</p> <p>(9) その他市長が補助の対象とすることが適当でないと認める場合</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>補助事業者が行う、中心市街地区域内の商店街において、空き店舗を活用し開業する場合に要する経費であって、千歳市商業等活性化事業補助金交付要綱の補助対象経費に掲げる店舗改装費（内装工事、外装工事、給排水設備工事、電気工事、ガス工事及び空調設備等の建物に附合する工事請負費※厨房機器や冷蔵庫などの移動可能な備品類は除く）、店舗賃借料、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び耕筆翻訳費）、その他市長が認める経費。</p>
<p>補助率等</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内 限度額 1,700千円以内</p> <p>※店舗賃借料は限度額 600千円（月額5万円）以内</p> <p>※店舗改装費は限度額 500千円以内</p> <p>※広告料は限度額 600千円以内</p> <p>※店舗改装費以外の合計は限度額 1,200千円以内</p>
<p>補助対象事業</p>	<p>空き店舗を活用して行う小売業、飲食業、サービス業（日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に規定する小売業、一般飲食店又はサービス業をいう。）、その他市長が適当と認めるもの。</p> <p>但し、次の各号のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業であるもの。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助の対象とすることが適当でないと認めるもの。</p>
<p>対象空き店舗</p>	<p>規程第2条に掲げる商店街等の区域内及び下記の指定区域内において、商業（サービス業を含む。）又は事務所の用に供していた建物の全部若しくは一部であって、賃借が可能であるもの（不動産関連事業者等の斡旋による空き店舗）</p> 

<p>交付申請の際に必要な書類</p>	<p>(1) 商業等活性化事業補助金交付申請書 (第1号様式)  (2) 事業計画書 (第2号様式)  (3) 補助金等交付申請額算出調書 (第3号様式)  (4) 事業収支予算書 (第4号様式)  (5) 経費の配分調書 (第5号様式)  (6) 商業等活性化事業補助金交付申込書  (7) 経歴書  ※法人の場合は店舗の代表者について記載  (8) 事業計画概要書  (9) 補助金等交付申請額内訳書  (10) 経費配分内訳書  (11) 事業予算書  (12) 資金収支計画書  (13) 支出計画書  (14) 店舗賃貸借契約書又は賃借料を証明する書類  (15) 空き店舗の建物平面図、位置図  (16) 工事等に係わる見積書 (2社以上)  ※うち1社以上は市内業者から取得すること  (17) 直近2期分の確定申告書類一式または決算書  (18) 履歴事項全部証明書 (法人の場合)  ※発行から3か月以内のもの  (19) その他市長が必要と認める書類</p>	<p>実績報告をする際に必要な書類</p>	<p>(1) 商業等活性化事業補助金実績報告書 (第11号様式)  (2) 補助金精算書 (第12号様式)  (3) 事業収支精算書 (第13号様式)  (4) 事業完了報告書  (5) 経費配分書  (6) 領収書及び請求書の写し  (7) 店舗内部の写真  (8) 請求書 (任意様式)  (9) 振込先口座の通帳の写し等  (10) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>変更申請の際に必要な書類</p>	<p>補助事業者が、補助の決定を受けた事業に対する経費の配分の変更または内容の変更をする場合は、次の書類を提出すること。  ただし、補助金の交付対象経費の10%以内の額の変更や事業計画の細部の変更の場合は除く。  (1) 補助事業変更承認申請書 (第8号様式)  (2) 補助金等交付申請額算出調書 (第3号様式)  (3) 事業収支予算書 (第4号様式)</p>		
<p>補助指定の要件</p>	<p>(1) 開業中は市内に継続して居住すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合については、この限りではない。  (2) 補助の指定を受けた日の属する年度内に開業すること。  (3) 補助金交付決定後に開業すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合については、この限りではない。  (4) 店舗の賃貸借契約期間が1年以上であること。  (5) 昼間の営業 (9時～17時のうち3時間以上) を1週間のうち定休日を除く日数の半数以上行うこと。  (6) 補助を受けた店舗において、申請をした業種の事業活動を1年以上継続すること。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合については、この限りではない。  (7) 開業後においては、開業した区域の商店街振興組合等に参加し、商店街活動に協力すること</p>		
<p>概算額の支払</p>	<p>一括又は分割(原則、分割四半期ごと)</p>		
<p>概算払申請に添付すべき書類</p>	<p>(1) 補助金等概算払申請書 (第15号様式)  (2) 支出計画書  ※申請する期間の支出実績を記載してください。  (3) 経費配分書  (4) 補助対象経費に要した費用の領収書  (5) 試算表及び損益計算書 (店舗賃貸料の場合)  (6) 工事契約書の写し (店舗改装費の場合)  (7) 請求書 (任意様式)  (8) 振込先口座の通帳の写し等</p>		